

三次市立学校職員服務規程の一部を改正する教育委員会訓令 新旧対照表

改 正	現 行
<p>(年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間，介護支援部分休暇，子育て支援部分休暇及び出生支援休暇)</p> <p>第6条 略 2～9 略</p> <p>10 職員は，県条例第15条の2</p>	<p>(年次有給休暇，特別休暇，介護休暇，介護時間，介護支援部分休暇及び子育て支援部分休暇 _____)</p> <p>第6条 略 2～9 略</p>
<p>に規定する出生支援休暇の承認を受けようとするときは，当該承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1月前の日までに，不妊治療に関する事項及び期間を明らかにして校長（校長にあっては教育委員会）に請求しなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>11 前項に規定する出生支援休暇の承認の請求は，休暇簿（様式第8号の2）（校長にあっては出生支援休暇承認（取消）申請書（様式第8号の3））によって行わなければならない。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>